

写

資料2

18愛環セ第17号

平成18年6月12日

愛知県知事 殿

財団法人愛知臨海環境整備セン
理事長 富田 寛治



衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に関する
意見書の概要について（送付）

このことについて、環境影響評価法第9条の規定に基づき衣浦港3号地廃棄物最終処分
場整備事業に係る環境影響評価方法書に関する意見書の概要を送付します。

担当 新処分場建設課

電話 0562-56-2822



衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について意見の概要

1 事業の目的及び内容に関する意見

(1) 事業の目的

ア 愛知県廃棄物処理計画の中で、「産業廃棄物の最終処分場については、民間業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあること・・・事業処理責任の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う」、「深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物、一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保についても検討する」という県の方針に基づき、衣浦港 3 号地の最終処分場建設を予定したと記載されている。産業廃棄物排出者である事業者、処分を第一義的に行う責任ある企業が、これまで独自の最終処分地の確保に努力されてきたのか、具体的に提示されたい。

イ 事業目的に「最終処分場のひっ迫」をあげているが、「ゴミは出るもの埋めるもの」という考え方や社会構造を変えない限り、計画されている 500 万立方メートルの用地もすぐに満杯になり、新たな埋立地が必要になる。「必要だから」という理由だけで海を埋立てていったのでは、早晩三河湾はごみで埋まってしまう。藤前干潟の教訓を活かし、新たな埋立を断って、産業界にもより一層のごみ減量を求める。

ウ 「産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の不適正な処理が一部で行われ、産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大していることから、民間業者による新たな廃棄物最終処分場の整備が困難となっている。」と記載されている。監督責任のある国・県がきちんと対応しなかったつけである。排出企業がこの問題を解決すれば、衣浦港 3 号地への最終処分場建設は不必要となるはずである。

エ 県のホームページで一般廃棄物の最終処分場の残存容量は 15 年度の 296 万 m^3 が 16 年度に 323 万 m^3 に増え、残余年数は 10.0 年が 12.7 年に増えてきている。あわてて手続きを進める理由にはならない。武豊町の最終処分場の残余年数は 16 年度は $18,980m^3/1,316m^3=14.4$ 年もある。武豊町民が納得できる説明をすべきである。(同種全 2 通)

オ 一般廃棄物の最終処分場の設置状況で、愛知県の現状は、残余年数 10.0 年となっている。武豊町関係では 17.1 年となっており、逼迫した状況となっていない。今回の最終処分場設置計画は一般廃棄物の最終処分場の確保ではなく、産業廃棄物の最終処分場確保が主目的となっている。このような点からも、最終処分場が逼迫している状況ではなく、産業界の怠慢を愛知県が肩代わりするための最終処分場の建設といわざるを得ない。

カ 産業廃棄物については、16 年度(H17.1.31)に県が瀬戸市のクリーン開発に 316 万 m^3 の許可をし、200 万 m^3 以上の新規容量が確保されたので、産業廃棄物の最終処分場の残存容量は 15 年度の 932 万 m^3 が、16 年度には 1,000 万 m^3 を超え、残余年数は 5.9 年が 9 年近くなるはずである。県が、16 年度の産業廃棄物の資料を確定してから再度説明すべきである。(同種全 2 通)

キ 残余年数 5.9 年となっており廃棄物最終処分場はたいへん逼迫した状況になってい

ると記載されているが、愛知県の廃棄物処理計画を見ると、第六次計画では 5.9 年、第七次計画では 5.2 年となっており、たいへん逼迫した状況とはいえない。

ク 公共処分場整備に向けた産業界及び市町村から愛知県への要望は平成 16 年 9 月 28 日に名古屋商工会議所、中部経済連合会、同 10 月 5 日に愛知県町村会、同 10 月 26 日に尾張地域広域処分場確保連絡調整会議が要望書を提出している。提出時期から示し合わせて提出したとしか思えない。これをもって要望を受けた。事業に向けて行動を起こすということは馴れ合いそのものといえる。

ケ 最終処分場の規模で「県内で発生し、最終処分される廃棄物量の半分程度を受け入れる規模とする」とあるが、その根拠を明記すべきである。(同種 全 3 通)

コ 最終処分場の規模で「県内で発生し、最終処分される廃棄物量の半分程度を受け入れる規模とする」とあるが、現在改定作業中の三河港港湾計画では、地域排出量 1,193 千 m³ のうち三河港投入量を約半分の 589 千 m³ と推計している(三河港港湾計画改定作業第 3 回幹事会資料 平成 18 年 2 月 20 日)。つまり、東三河で発生する産業廃棄物の半分は公共関与の最終処分場で、残りは排出事業者で対応する計画なら、東三河からの産業廃棄物は衣浦 3 号地では受け入れる必要がない。県内で発生する産業廃棄物全体で計画するのは過大な計画である。(同種 全 2 通)

(2) 廃棄物最終処分場の概要

ア 種類別の廃棄物埋立処分量のうち一般廃棄物が 156 万トンであるが、年間 15.6 万トンは現在のアセック実績の年間 4 ~ 5 万トン(アセックホームページ)と比べ多すぎるのではないか。(同種 全 2 通)

イ 種類別の廃棄物埋立処分量のうち、安定型廃棄物の合計 215 万トンは全廃棄物合計 665 万トンの 32.3%を占めているが、埋立面積は 6.8ha で埋立部分 41.8ha の 16%しかない。埋立容量も 500 万 m³ の 16%の 80 万 m³ しかない。面積的にも容量的にも矛盾するのではないか。(同種 全 2 通)

ウ 廃棄物以外の埋立て物が記載されているが、種類別の廃棄物埋立て処分量には、埋立て量が記載されていない。なぜか。

エ 「片押し工法や薄層埋立て工法などがあり、作業の安全性などを考慮して適切な手法を採用する」とされているが、薄層埋立て工法をどのように採用できるのか。また、採用可能か。

オ 種類別の廃棄物埋立処分量を愛知県廃棄物処理計画から推計したとあるが、その算出方法を明記すべきである。(同種 全 3 通)

カ 種類別の廃棄物埋立処分量が 9 種類で、受入廃棄物の 11 種類より少ない理由を明記すべきである。特に第 13 号廃棄物は、有害物質が溶出するためそのままでは埋立てできないものをコンクリートで固型化したものなどであり重要である。(同種 全 2 通)

キ 種類別の廃棄物埋立処分量から推定される処分料金を記載すべきである。国や県の補助金、処分料金、埋立処分経費、返済利息など、基本的な収支計画を想定し、その妥当性を問うべきである。公有水面埋立法では資金計画が必須条件となっているはずである。

(同種 全2通)

ク 廃棄物の埋立て・搬入計画、工事計画とも必要経費が記載されていない。工事費の内容により、工法の変更も考えられる。また、廃棄物処分料金により廃棄物の搬入量の変化も考えられるので、明確にすべきである。

ケ 埋立区域内の雨量計算は、何年確率で計算しており、排水処理施設の処理能力はどのくらいか。

コ 安定型部分についても遮水構造とし、大阪フェニックスのように凝集沈殿処理装置を設けるべきである。(同種 全2通)

(3) 工事関連

ア 外周護岸及び区間護岸工事について「土圧、上載荷重、地震及び波浪等に充分耐える構造であること」とあるが、それはどのように確認するのか。どのような項目を、どの範囲で、どのように調査するのか。また、必要な設計強度はどの値を予定しているのか。

(同種 全2通)

イ 愛知県の防災会議部会発行の資料によると、当該地域の地盤は、東海、東南海地震が発生した場合、震度6強、震度6弱が予想されるとなっている。堤体のほとんどが捨石と土砂では、上記地震には耐えられないため、海側のほとんどをコンクリート護岸とすべきであると思われるがどうか。上記の地震に耐えられるか根拠を示して、お答え下さい。

ウ 外周護岸及び区間護岸工事の標準断面図で、海面はどの状態の水位であるのか。護岸上端と埋立天端の高さを記載すべきである。(同種 全2通)

エ 護岸工事で、捨石式護岸(管理型護岸)標準断面図では具体的に堤防の強度、波浪に対する堤防上端の海面からの高さ、海面高さの基準などより明確にすべきでないか。

オ 「遮水方法は二重遮水シートを基本とする」とあるが、その構造で大丈夫か。衣浦ポートアイランドの最終処分場では、完成直後に漏水があったと大きく報道されたが、どう解決されたのかを明記すべきである。(同種 全2通)

カ 遮水工事において、遮水シートの構造及び強度、二重構造にするのはより安全性を増すためと説明されているが、遮水シート破損が各所で起きている(衣浦PI事業においては完成後漏水が確認され、鋼矢板による再工事実施)結果からではないのか。

キ パンフレットには安定型部分の遮水構造については記載がなく全て2重シート構造かのような誤解を与える。概要版に「遮水構造なし」とあり、方法書にだけ「安定型廃棄物埋立区画からの余水は、沈殿処理を経て放流する」と記載してある。このように県民をごまかすような姿勢は改めるべきである。(同種 全2通)

ク 外周護岸及び区間護岸工事の標準断面図で、遮水工事の埋立区画側下部のシートは、深層混合処理した海底とどのように結合させるのか明記すべきである。(同種 全2通)

ケ 遮水工事で海底部分の深層混合処理の方法及び強度、遮水シートの設置方法などを明確にされたい。

コ 平成19年4月に供用開始予定の那覇市南風原(はえばる)町ごみ処理施設事務組合

では、遮水シートはラバー状のものを両側にフェルト状のもので挟み込み 3 層にしたものを 2 重に引く構造になっているので、その構造の遮水シートの採用を検討すること。
サ 法面の二重遮水工事の概要及び遮水シートの耐用年数はどのくらいか。

シ 陸上では、遮水工の完成確認の技術が進み、電気検知、物理検知を用いた竣工検査や稼働後のモニタリングへの利用、掘り返さなくても補修可能な技術も進んでいる。

これらの技術は、海面埋立では、施工の難しさから研究段階であったが、国土交通省技術総合研究所での実用化試験も進んでいることから、導入について検討されたい。

ス 「遮水方法は二重遮水シートを基本とする。」とあるが、陸上なら、漏水検知システム、補修システムも相当の実績があるが、海面ではほんの実験が始まったばかりである。引っ張り強度の JIS さえない。現地での溶着不備、海底への固定の困難さなど、陸上とは違う問題を多く抱えている。このため、遮水シートにこだわらず、鋼板による遮水なども検討すべきである。

セ 護岸工事のどの部分が海上輸送か、その規模、船数も記載すべきである。(同種 全 2 通)

ソ 計画策定時における環境配慮事項で、最も基本となる「工事資材の削減」が脱落している。遮水シート用下地の土砂の海上輸送、付帯施設用地造成の土砂をやめ鋼管杭の上に設置したり、海面に浮かせるなどを検討すべきである。(同種 全 2 通)

(4) 搬入経路

ア 臨港道路は生活道路でないようなとらえ方をしているが、一般市民の利用率は高い。交通量等の影響調査は実施すべきである。

イ 廃棄物の搬入経路は、国道 247 号を利用しないとのことであるが、具体的に建設道路の整備について示すこと。

ウ 「廃棄物運搬車両の運行経路は...武豊町内の国道 247 号でなく臨港道路から進入道路を経ることとする。」とあるが、その確実な規制手法を明記すべきである。また、臨港道路のどの部分までを指定するのも記載すべきである。(同種 全 2 通)

エ 最大の産業廃棄物発生場所である東海市、知多市の臨海工業地帯からの廃棄物搬入車両はどこを通過させるのか明記すべきである。(同種 全 2 通)

オ 北部からの廃棄物運搬車両の集中による大気汚染や渋滞が懸念される。この対策として、名浜道路の碧南市南部から武豊町南部に橋梁を建設し、臨港道路武豊線と接続し、尾張地域からは北部からのルートを、三河地域からは新設された橋梁を通行するルートを通る南部からのルートにより、搬入ルートを再検討すること。

カ 半田 IC から県道半田常滑線が未開通なら、東海市、知多市の臨海工業地帯からの廃棄物搬入車両は、産業道路から国道 247 号を経由して、県道古場武豊線から臨港道路武豊線に出るか、常滑市大谷から県道大谷富貴線を経由して国道 247 号に出てくる可能性が高いが、そうしたことのないような確実な規制手法を明記すべきである。(同種 全 2 通)

キ 知多半島西部及び尾張西部地区は有料道路を通過するよりも、西知多産業道路を経由

- し、県道武豊古場線、県道大谷富貴線を經由して最終処分場への経路が一般的である。違反車両の発生をどのように抑制、取締りをしていくのか。
- ク 「廃棄物運搬車両の運行経路は、原則として武豊町内の国道 247 号ではなく臨港道路から進入道路を経ることとする。この臨港道路は、現在ある臨港道路武豊線を南に伸ばす計画として県が整備する予定であるため、本書の影響評価の対象には含まない。」とされているが、廃棄物最終処分場と密接な道路計画であり、法的に必要なくとも環境影響評価を責任を持って行うべきである。また、住環境の悪化を避けるためにも、既存の調査結果、文献調査の他、住宅地に密着した地点での環境評価を行うべきである。
- ケ 知多半島南部地域からの搬入経路は、歩道と車道が分離された道路のみを使用するのか。
- コ 国道 247 号を利用する知多半島南部からの搬入について、富貴駅東交差点の改善を実施すること。
- サ 「知多半島の南部地域からの廃棄物については発生量が少ないことから、廃棄物運搬車両は既存の国道 247 号及び町道を経ることとする。」とあるが、その車両数を具体的に記載すべきである。廃棄物積載車両による美浜町及び南知多町の住民生活への影響は避けられないため、美浜町長及び南知多町長の意見も求めるとともに、住民説明会を行う必要がある。(同種 全 3 通)
- シ 東海市、知多市の臨海工業地帯からの廃棄物搬入車両が南知多道路の武豊 IC から県道 272 号で富貴保育園、富貴小学校をかすめて駅東交差点で国道 247 号にでて、いかにも知多半島の南部地域からの車両であると見せかけてくるのを、どのように防ぐかを明記すべきである。(同種 全 2 通)
- ス 南知多道路の半田 IC から県道半田常滑線を経由して臨港道路武豊線に入る経路を、整備予定の臨港道路武豊美浜線と同時に供用することを明記すべきである。(同種 全 2 通)
- セ 工事用車両が 247 号及び町道を通行するため、運行車両から排出される NO_x、CO₂等や渋滞が起こる可能性は否めない。そこで、建設工事が始まる前に臨港道路武豊線を進入道路まで南進すること。
- ソ 「工事計画」に建設工事用車両の台数を記載すべきである。廃棄物搬入車両(往復で 1 日約 600 台)と比べて多いのか、少ないのか。(同種 全 2 通)
- タ 建設工事用車両を渋滞している国道 247 号を通るのではなく、臨港道路の「延長整備区間(県整備予定)」が完成するのを待って使用するべきである。二年間の工事期間を少し遅らせるだけですむはずである。(同種 全 2 通)
- チ 建設工事用車両の運行経路は、国道 247 号を主な搬入経路としているが、国道 247 号線は日常的に交通量が多く、環境負荷を増加させる。廃棄物搬入経路完成後に工事を開始することが必要である。

(5) その他

- ア 主な環境配慮として「廃棄物の受入基準を設定して」とあるが、法律の受入基準より

厳しいものを考えているのか。どの項目がどれだけ国より厳しいのか具体的に説明すべきである。(同種 全2通)

イ 「廃棄物最終処分場周辺に対する環境の悪化を防止し、廃棄物を適正かつ安全に処理するため、廃棄物の受入基準を設定して受入管理を徹底するとともに、埋立て作業の管理を徹底する。」と記載されているが、具体的な受け入れ基準が示されていない。国の基準、愛知県の基準、独自の基準なのか。また、上乘せ基準を設けるのか。

ウ 環境保全の配慮に係る検討の経緯の内容は、事業主体とされてからの時間を考えると、既存のものを地域名を変更する程度の改定で済ませたとしか考えられない。どのような時間をかけて検討されたか、検討の経過と内容を明らかにされたい。

エ 「廃棄物処理実績や施設維持管理に係る記録をインターネット上のホームページで公開するとともに当センターでの閲覧やパンフレット作成により情報公開を推進する。」と記載されているが、町内、役場、役場支所、各地域公民館においても情報公開の資料を設置すべきである。

オ 廃棄物最終処分場護岸全体について、衣浦港に出入りする船舶の航路に近く、船舶の航行に対する安全対策、船舶の衝突事故による堤防の破損の危険性なども明記すべきではないか。

カ 武豊町は宅地造成等で鳥獣の棲息できる森の減少が著しいので、廃棄物最終処分場に緑化を推進することを提案する。

キ 埋立以外の処分方法・再利用方法、投入見込みのゴミの具体的な品名、量、搬出先を記載すること。

2 事業実施区域及びその地域の概況に関する意見

ア 既存の臨港道路武豊線を3km指定すればもう半田市内であるので、事業実施区域周囲を半田市まで拡大し、半田市内で予測・評価すべきである。半田市長の意見を求め、住民説明会を開催する必要がある。(同種 全2通)

イ 廃棄物最終処分場への搬入路について、武豊町内北部から半田市南部も事業範囲である。半田市以北、三河部の全車両が集中するこの地域の環境影響評価も実施すべきである。

ウ 気象の概況として、武豊町役場における5年間の月別平均降水量が示してあるが、これだけでは不十分である。浸出水処理施設の処理能力決定のために、過去10～20年間の状況を調査し、最大日降水量、時間値などを記載すべきである。また、浸出水処理施設の処理能力決定のために水面からの蒸発散量を決定するために日照時間や日射量も調査し記載すべきである。

エ 気象の概況として、富貴小学校における5年間の平均風向出現頻度が示してあるが、これだけでは不十分である。悪臭の予測時期が2季だけに限定するなら、その妥当性を判断するため、少なくとも4季別の風向出現頻度を記載すべきである。

オ 気象の概況で5年間(平成12～16年度)の富貴小学校における風向別出現頻度があり、一般的な北西の風が卓越しているが、平成16年度のデータは相当異なっている。

この地区で問題になりそうな東北東、東、東南東の風が多い(武豊町の環境 平成17年版)。大気予測の基本となる値なので、単純な5年間平均ではなく、環境への影響を最悪ケースで判断できるよう、もっと慎重な扱いが必要である。

カ 大気質の状況の測定局の位置、騒音、振動、悪臭に係る環境の状況の測定地点は生活環境の悪化を大きく受ける地域から大きく離れており、この結果でもって調査結果の参考値とされることは許されない。搬入道路、最終処分場に隣接する地域での測定を実施する必要がある。

キ 環境騒音の測定結果が用途地域別に判断できるよう、測定地点図と騒音に係る環境基準の類型指定の状況を重ね合わせるべきである。(同種 全2通)

ク 自動車騒音の測定地点図と測定結果が用途地域別に判断できるよう騒音規制法による区域指定状況を重ね合わせるべきである。武豊町浅水は、道路の東側か西側かで用途地域が異なるため、それを測定結果表に記載すべきである。(同種 全2通)

ケ 道路交通振動の測定地点図と測定結果が用途地域別に判断できるよう振動規制法による地域の指定の状況を重ね合わせるべきである。武豊町浅水は、道路の東側か西側かで用途地域が異なるので、それを測定結果表に記載すべきである。(同種 全2通)

コ 悪臭の測定地点図と測定結果が規制基準と比較できるよう、悪臭防止法による区域指定状況を重ね合わせるべきである。(同種 全2通)

カ 衣浦港における潮位関係図に護岸と埋立面の高さを記載すべきである。台風等による高潮などに対する安全性を確認する重要な要素である。(同種 全2通)

シ 潮流、潮向の測定地点は、中部電力の火力発電に伴う調査であり、廃棄物処分場の潮流に合致するとは考えられにくい地点である。最終処分場建設予定地を中心とした全体の調査を行うべきである。

ス 波浪の調査箇所が最終処分場と異なり、衣浦防潮堤の外側である。最終処分場の位置で調査し、越波による護岸崩壊の恐れがないか検討すべきである。

セ 「総水銀及びPCBについては底質の暫定除去基準に適合した。」とあり、底質の暫定除去基準でPCBは10ppmのため納得できる。水銀(海域)については平均潮差、溶出率、安全率からの計算式があるため、この場合の確認方法を示すべきである。(同種 全3通)

ソ 「海底の地質は一面に上層がシルト質粘土で覆われており、...最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に定める遮水層としての機能を有している。」と断定しているが、廃棄物処理法に基づく技術上の基準は「海底は全面に厚さ5m以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル以下である地層」と定められている。地層想定断面図では5mぎりぎりの部分がある。土質調査の調査方法、調査地点、評価方法及び設計への反映方法を明記すべきである。(同種 全2通)

タ 説明会で「沖積粘性土層の一部層厚が足りない部分があるが、その下に常滑層というシルト系の層があり、透水性がない非常に水が通らない層であるので、合わせて透水係数が10のマイナス6乗パーsec以下のシルト質の層があると考えている。」と答えているが、不十分である。粘性土で一部層厚が足りない部分の下に、全て常滑層と呼ぶ固

- 結粘性土があるのではなく、その間に洪積砂質土層があり、最終処分場の汚水はこの砂の層から海水に染み出していく。断面の(既設護岸側)は粘土0～2mの下に砂質土層がある。また、断面のBor-K～Bor-J付近はぎりぎり5mの粘土の下に砂質土層がある。(同種 全2通)
- チ 海底の地質、ボーリング柱状図によると、「各地点とも上層はシルト粘土質で覆われており、・・・シルト質粘土の下方に砂礫があり、ほとんどの地点でN値が50以上となっている。」と記載されているが、ボーリング調査結果を見るとBor-地点からBor-No3にかけてはシルト粘土質が5m前後であり、その下方が砂礫層となっている。その他の地点でもシルト粘土質が5m前後の地点が散見され安定とはいえないので、詳細な調査が必要である。
- ツ ボーリング柱状図として「Bor.-J」だけが示され、他は資料で巻末になっているが、粘性土が5mあるかどうか重要な要素なので、「Bor.-K」を記載すべきである。(同種 全2通)
- テ 地層想定断面図にボーリング結果が記載してあるが読み取りにくいので、資料編にボーリング柱状図としてあるようだが、「H3-」はなぜ欠落しているのか。粘性土が5mあるかどうか不安な部分であるため、方法書の段階で記載すべきである。(同種 全2通)
- ト 処分場の底部は不透水地盤で形成されているので心配ないとの説明であるが、住民の不安は拭い切れない。同一土砂で模型を作り、浸出実験を行い安心であることを証明すること。
- ナ 活断層の文献調査で「事業実施区域の北東に活断層の疑いのある線状の地形が示されている。」とあり、地図によれば埋立計画地から200mしか離れていない。今後の調査計画になぜ活断層調査がぬけているのか。活断層調査とはどのような項目を、どのような範囲で、どのように調査するのか。具体的に説明すべきである。(同種 全2通)
- ニ 事業実施計画北東に活断層の疑いのある線上の地形が示されている。また、南東側にも2本の活断層の疑いのある線上の地形(資料によっては撓曲との記載もあり)が示されている。さらに、西約1kmには東大高撓曲の記載もされている。活断層についての調査には触れられていない。調査の実施が必要と考えられる。
- ヌ 活断層の近くで最終処分場を建設し、地震時に護岸や遮水シートが壊れれば環境にも大きな影響を与える。設計強度の基になる重要な調査だから、事業計画作成の調査として記載のない方法書を追加説明し、準備書では最初から記載すべきである。(同種 全2通)
- ネ 活断層の分布図が示されているが、出典の「愛知県活断層アトラス」(平成9年9月愛知県防災会議地震部会)の図と重要な点で少しずつ異なっている。「事業実施区域の北東に活断層の疑いのある線状の地形(リニアメント)」は、日本化学の沖で止まっているのではなく、もっと長く、埋立計画地の北東護岸に50mほど引っかかっている。また、東大高撓曲は、図のように国道247号で止まるのではなく、そのまま南東方向へ伸びて埋立計画地の南西まで来ている。正確に表現し、慎重に活断層調査をすべきである。

(同種 全2通)

- ノ 鳥類調査概要の調査日時は平成6年から平成7年にかけての調査であり、10年以上も前の調査である。この間、県道南知多線の4車線化、中部国際空港の開港などがあり、状況が大きく変化している。きちんとした調査を行うべきである。
- ハ 魚種などの海生生物が十分は調査されておらず、調査概要、調査結果の内容がずさんである。
- ヒ 藻場は確認されていない。海藻草類の調査結果は中部電力が行った調査であり、3号地護岸などの調査は行われておらず調査不足である。また、現状がどのような過程を経てきたかも記述すべきである。
- フ 平均的な交通量ではなく、時系列に表示すべきである。
- ヘ 環境保全に関する施策の内容には、武豊町独自の制度を記載すべきである。例えば、武豊町環境保全条例での環境管理基準の設定(第5条)、良好な環境の確保に関する協定(第16条)、規制基準の遵守等(第20条)、土砂等運搬車の責務(第62条)などを紹介し、最終処分場は工場等の定義に該当しなくても同等に規制基準等を遵守したり、公害防止協定を締結する姿勢を示すための準備をすべきである。(同種 全2通)
- ホ 環境保全に関する施策の内容として、「愛知地域公害防止計画」が掲げられているが、これは平成13年12月に策定した5か年計画で、平成17年度には終了している。終了した計画を掲げるべきではない。また、出典がここだけ平成17年版ではなく平成16年版環境白書となっていることもおかしい。(同種 全2通)
- マ 産業廃棄物処理施設の設置状況で、愛知県の最終処分場の件数133件となっているが、国の集計表(環境省ホームページ)では15年度末で153件となっている。最終処分場が逼迫していると思わせるため20件少なくしているのか。(同種 全2通)

3 環境影響評価の項目及び調査・予測に関する意見

(1) 全般的事項

ア 環境影響評価の項目は、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の参考項目を参考にし、事業特性及び地域特性を考慮して選定したとされているが、これまでの調査地点は今回計画されている地域とかけ離れている地点が多く、環境の保全を実行するためには最終処分場建設地域に隣接している地域の環境影響評価を中心に行うべきである。また、環境影響評価を合理的に行うこと自体が全体を公正に評価することを困難にすることになる。

このため、愛知地域公害防止計画の目標、大気汚染に係る環境基準、生活環境の保全に関する環境基準(海域)の全項目について調査する必要がある。

イ 環境影響評価の項目の選定理由が示されているが、選定しなかった理由も記載すべきである。平成18年3月30日に公布された改正主務省令では確か選定理由だけで良いことになっているが、施行日は平成18年9月30日である。旧主務省令では、「標準項目の削除を行った場合にあってはその理由を明らかにできるよう整理しなければなら

- い。」とされている。
- ウ 環境影響評価の項目の選定で「水環境」のなかで「水質」、「底質」があるが、「地下水」が欠落している。最終処分場の技術上の基準には、遮水シートが漏れていないことを確認するため、最終処分場の周縁二箇所以上で地下水質を調査することとされている。最終処分場西側は陸地と接した計画だから、この陸上部分での地下水質調査、予測、評価が必要である。(同種 全2通)
- エ 大気質、騒音、振動の現地調査地点は、事業実施区域近傍のみとなっているが、特に知多南部からの国道及び町道に範囲を広げるべきである。
- オ 半田常滑線、大谷富貴線、知多東部線など、武豊町内の道路を廃棄物運搬車両、工事用車両が走り回り、生活環境に大きな影響を与えるおそれがあるので、交通量、大気、騒音及び振動の現地調査を実施すべきである。
- カ 住民が頻繁に利用している武豊ヨットハーバー周辺(5号地西側)、富貴ヨットハーバー周辺について、水質、底質、水生植物、景観及び人と自然との触れ合い活動の場に係る調査地点を加えること。
- キ 風の流れ、潮の流れは気象条件によって大きく異なるので、四季あるいは終日の調査を通して十分な調査、予測、評価を実施していただきたい。
- ク 環境要素の区分に地震、台風等自然災害時の項目を加えていただき、十分な調査、予測、評価を実施していただきたい。

(2) 大気環境

- ア 「NO_x、SO₂、SPM」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「埋立・覆土用機械の稼働」、「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「窒素酸化物、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質について、プルーム式及びパフ式に基づき理論計算により予測する」とあるが、予測内容は、年平均値だけなのか。環境基準の長期評価である日平均値の年間98%値や2%除外値も求めるべきである。また、1時間値の最大値は予測するのか。埋立予定地西側の住宅地への影響を検討するため東風の時の1時間値を予測すべきである。(同種 全2通)
- イ 大気質に係る調査地点 1～3のほか、石田川河口付近、新川河口付近、旭ガラス・日本化学境界旧堤防付近、及びJFE南西交差点等も追加調査すべきである。
- ウ 「NO_x、SO₂、SPM」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「埋立・覆土用機械の稼働」について、「調査地域」が「事業実施区域周囲とする」とありながら、「予測地点」は「事業実施区域周辺」と表現が異なるのは何か意味があるのか。「事業実施区域周囲の範囲は、環境影響を受けるおそれがあると認められる武豊町及びその地先とする」との違いを明記すべきである。(同種 全2通)
- エ 「NO_x、SO₂、SPM」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「埋立・覆土用機械の稼働」について、「予測地点」は「事業実施区域の近傍にある大気汚染測定局及び事業実施区域周辺」とあるが、主務省令では「環境影響を的確に把握できる地点」とされている

- ように、最終処分場にもっとも近い住宅地近傍も予測地点とすべきである。(同種 全2通)
- オ 「NO_x、SO₂、SPM」に関する「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」について、1～3で工事車両からだけの大気汚染予測を行うように読み取れるが、「建設機械及び作業船の稼働」を加えた予測をすべきである。(同種 全2通)
- カ 「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、1、3で運搬車両からだけの大気汚染予測を行うように読み取れるが、供用中は「埋立・覆土用機械の稼働」を加えた予測をすべきである。(同種 全2通)
- キ 「NO_x、SO₂、SPM」に関する「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について1、3の2地点でしか予測しないが不十分である。「調査地域」を「当該車両が集中する沿道」としているが、主務省令では「環境影響を的確に把握できる地点」である。1のもっと北側の既存の臨港道路武豊線沿線も予測地点とすべきである。(同種 全2通)
- ク 車両による大気汚染(工事中、供用時)の予測地点は、寄与濃度が最大となると予測される地点だけではなく、その周辺の人家等を含む地域とするべきである。「寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成10年5月7日衛環第37号)」に記載されている。
- ケ 「粉じん等」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「埋立・覆土用機械の稼働」及び「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「降下ばいじん量の算出式により定量的に予測する」とは具体的にどのような算出式なのか方法書の段階で明記すべきである。(同種 全2通)
- コ 「粉じん等」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「埋立・覆土用機械の稼働」について、「予測地点」は「事業実施区域の近傍にある大気汚染測定局及び事業実施区域周辺」とあるが、主務省令では「環境影響を的確に把握できる地点」とされているように、最終処分場にもっとも近い住宅地近傍も予測地点とすべきである。(同種 全2通)
- サ 「粉じん等」に関する「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」は、NO_x、SO₂、SPMと同様に現地調査を行うべきである。それではなければ、「予測地点」で「運行経路周辺の代表点」は実行できない。それとも、現況濃度は無視するつもりなのか。(同種 全2通)

(3) 騒音・振動

- ア 「騒音」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「埋立・覆土用機械の稼働」、「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」、「浸出液処理施設の稼働等」について、「予測の基本的な手法」で「音の伝播理論に基づく予測式による計算とする」とは具体的にどのような算出式なのか方法書の段階で明記すべきである。(同種 全2通)

- イ 「騒音」に関する「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」で、「調査すべき情報」は不十分である。主務省令では「騒音の状況、交通量」のほかに、「道路の沿道の状況」が必要とされている。特に工事中の影響が大きいと思われる国道 247 号沿道の建物の用途、構造、自動車・自転車走行の頻度、歩道の設置状況などを調査する必要がある。(同種 全 2 通)
- ウ 「騒音」に関する「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」で 1、 3 の 2 地点でしか予測しないが不十分である。「調査地域」を「当該車両が集中する沿道」としているが、主務省令は「環境影響を的確に把握できる地点」である。1 のもっと北側の既存の臨港道路武豊線沿線も予測地点とすべきである。特に、北側 1 km の西側は南保育園を含む住宅地であり、環境への影響が考えられる。(同種 全 2 通)
- エ 騒音(工事中、供用時)の予測地点は、寄与濃度が最大となると予測される地点だけではなく、その周辺の人家等を含む地域とするべきである。「騒音の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等を含む地域」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成 10 年 5 月 7 日衛環第 37 号)」に記載されている。
- オ 自動車騒音について、廃棄物積載車両の搬入路周辺となる武豊町大足地区に、測定局を設けて測定すべきである。
- カ 「振動」に関する「建設機械及び作業船の稼働」、「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「埋立・覆土用機械の稼働」、「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「振動の伝播理論に基づく予測式による計算とする」とは具体的にどのような算出式なのか方法書の段階で明記すべきである。(同種 全 2 通)
- キ 「振動」に関する「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」について、「予測の基本的な手法」で「振動の伝播理論に基づく予測式による計算とする」とあるが、主務省令でさえ「振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算」と具体的に示している。この程度までは具体的に方法書の段階で記載すべきである。(同種 全 2 通)
- ク 「振動」に関する「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」で 1、 3 の 2 地点でしか予測しないが不十分である。「調査地域」を「当該車両が集中する沿道」としているが、主務省令は「環境影響を的確に把握できる地点」である。1 のもっと北側の既存の臨港道路武豊線沿線も予測地点とすべきである。特に、北側 1 km の西側は南保育園を含む住宅地であり、環境への影響が考えられる。(同種 全 2 通)
- ケ 振動(工事中、供用時)の予測地点は、寄与濃度が最大となると予測される地点だけではなく、その周辺の人家等を含む地域とするべきである。「振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等を含む地域」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成 10 年 5 月 7 日衛環第 37 号)」に記載されている。

コ 道路交通振動について、廃棄物積載車両の搬入路周辺となる武豊町大足地区に、測定局を設けて測定すべきである。

サ 騒音・振動に係る調査地点 1～3のほか、石田川河口付近、新川河口付近、旭ガラス・日本化学境界旧堤防付近、及びJFE南西交差点等も追加調査すべきである。

(4) 悪臭

ア 「悪臭」に関する「廃棄物の存在・分解」で「調査期間等」が「二季」となっているが、まず、その二季が春夏秋冬のどの季節かを明記すべきである。また、悪臭は気象条件で大きく変化するため1日1回の調査では現況を把握できない恐れがある。少なくとも最終処分場の西側にある住宅地への影響が把握できる東風の時期を含めて追加すべきである。(同種 全2通)

イ 悪臭について、廃棄物積載車両の搬入路周辺となる武豊町大足地区に、測定局を設けて測定すべきである。

ウ 悪臭に係る調査地点 1～3のほか、石田川河口付近、新川河口付近、旭ガラス・日本化学境界旧堤防付近、及びJFE南西交差点等も追加調査すべきである。特に旧堤防に沿った追加調査が必要である。

(5) 水環境

ア 「水の汚れ(化学的酸素要求量、全窒素、全燐)」に関する「廃棄物最終処分場の存在」、「浸出液処理水の排出」について、「予測の基本的な手法」で「多層レベルモデル(流れ)及び物質循環モデル(水質)を用いた計算」とあるが、多層レベルとは表層と底層の2層ではないと思うが、多層で慎重な潮流予測を実施し現況再現性を確認すべきである。また、物質循環モデルは、何と何がどのように関わるモデルを用いるか、底泥からの溶出は含んでいるのか。(同種 全2通)

イ 「水の濁り」に関する「護岸等の施工」、「浸出液処理水の排出」について、「予測の基本的な手法」で「多層レベルモデルによる計算」とあるが、多層で慎重な潮流予測を実施すべきである。(同種 全2通)

ウ 水質に係る調査地点で、富貴ヨットハーバー出入り口付近(4の西)、中山火力発電北東水域(2の西)の追加調査を行うべきである。

エ 水質への影響が懸念される場所として、処分場予定地の南側の放流口直近、富貴港内、東側の護岸直近を調査地点とすべきである。また、既存の測定結果では測定値が基準以内となっているが、基準値すれすれの値もあるので、測定を継続して判断すべきである。

オ 水質について、「生活環境の保全に関する項目」中、多くの地点で全窒素、全燐が環境基準に適合していないとなっており、この2項目は赤潮発生の主原因であり、赤潮の指標になる透明度も測定しておくべきと考える。

カ 「人の健康の保護に関する項目」の調査が9地点中1か所でしか実施されていないため、他の地点でも行うほうが安全と思われる。

キ 人体に有害な重金属や有機塩素化合物などは食物連鎖の高次捕食者になるほど体内

に蓄積される。海生生物の調査のときに、その種類と数に止まらず、その筋肉や内臓に蓄積されている有害物質の測定を行ってほしい。スナメリの食べ物である魚介類の体内に高濃度の有害物質が蓄積されれば、スナメリの健康にも影響が出てくることになる。スナメリの食べ物は人間も食べているものであり、こういった面からも海生生物の体内蓄積物質の調査は必要と思われる。

- ク 水質の調査項目に環境ホルモン（内分泌攪乱物質）も加えてほしい。
- ケ 廃棄物処分場内の溜まり水の水質調査を実施すること。特に人体に影響を及ぼすおそれのある重金属や有機塩素化合物などの種類と濃度のチェックは必要である。地震等で万一、護岸の水中部分より漏水した場合でも、事業地周辺で調査している水質に異常が現れるはずであり、早期発見に有効である。あってはならないことだが、万一漏水が発生した場合どのような処置をするのか。
- コ 潮流に係る調査地点で、富貴ヨットハーバー出入り口付近（ 4 の西） 中山火力発電北東水域（ 2 の西）の追加調査を行うべきである。
- サ 廃棄物埋立護岸が建設されることにより海流の流れが変化することが予測される。このため、浚渫土の堆積予測も項目に追加すること。
- シ 底質の文献調査で環境部の衣浦港南部水域（K-3）と企業庁の7地点が示してあるが、不十分である。最終処分場の存在により、新川下流、堀川下流で底泥が堆積する恐れがあるため、現地調査を追加すべきである。
- ス 10年前は干潮時でも小船は何とか出入りできたが、今は出入りすることも出来ない。堀川、浦島川、新川の河口付近は入り江になっており、富貴港管理組合が利用しているが、川からの流土が積もり水質汚濁等があり、早急に浚渫土の撤去をお願いしたい。
- セ 台風や集中豪雨の後に流木、あし、ごみ等が富貴港内に堆積し、船舶の航行に支障が出ている。廃棄物最終処分場で現在より 200m 沖にすることであれば、現在より流木、あし、ごみ等が多く堆積すると思う。その対応をどのように考えているのか。
- ソ 台風及び春先より夏場にかけて南東による防潮堤入口の風波が建設予定の3号地先の岸壁に当たって発生する変形波（通称 三角波）により富貴港との出入港航行等に危険が生じる可能性大である。その対策の一部である消波工法、堤防などによる工事計画はもっているのか。

（6）動物・植物

- ア 鳥類の調査予定地点に、臨海緑地、衣浦港域南端布土川河口を追加調査すべきである。魚卵・稚仔魚・魚介類の調査地点については、 1～7及び 4西の富貴ヨットハーバー出入り口付近、中山火力発電所の北東海域の調査を追加すべきである。
- イ 平成6～7年に4回行われた船上からの目視と潜水調査では、藻場は確認されていないが、調査範囲は半径10mの1地点を潜水目視しただけであり、これは事業面積47.8haの0.066%に過ぎず、もっと多くの地点で調査をすべきである。
- ウ 海藻草類は7か所で潜水調査が行われているが、事業区域から離れた地点ばかりであるため、護岸内とその東、北、南の地先も調べる必要を感じる。

- エ 鳥類の調査は2か所で行われているが、鳥類への影響は海鳥が主あると考えられ、観察場所としては武豊火力発電所南の堤防の先を調査地点とすることが望ましい。
- オ 水生植物の調査予定地点については、1地点では少なすぎるので 1～7及び 4西の富貴ヨットハーバー出入口付近、中山火力発電所の北東海域の調査を追加すべきである。
- カ 浦島川には、浦島伝説に欠かせない亀が多数生息している、また、計画地周辺で採餌する鳥類も多く、十分な調査、予測、評価を実施していただきたい。

(7) 景観、人と自然との触れ合い活動の場

- ア 眺望点について2箇所(武豊緑地、富貴ヨットハーバー)とあるが、埋立中、あるいは完成後に渡って展望施設(眺望施設)は何か設けるのか。現状からの眺望では全体が望めないのに、高い所からの眺望を考えて設置してはどうか。
- イ 「主要な眺望点及び景観資源ならびに主要な眺望景観」で「調査地点」が武豊緑地と富貴ヨットハーバーの二地点とされているが、北側1km以内の岸壁はつり場やヨットの係留場になっている。これらからの景観も調査地点に追加すべきである。(同種 全2通)
- ウ 武豊緑地の南側に衣浦港計画では、12haの景観及び人と自然との触れ合い活動の場の建設が計画されている。工事期間はもとより、供用開始後も町民が目視でき、また、容易に各調査を行うことができる観点からも、工事が始まる前までに武豊緑地南部を整備すること。

4 評価等の手法に関する意見 意見なし

5 その他方法書に関する意見

- ア 愛知県は事業の実施(埋立地の存在、工事中及び利用)が周辺環境に及ぼす影響について軽微であることを確認しているとしているが、愛知県が影響を確認しているのは埋め立てられる種類が、建設土砂、浚渫土砂等であり、本事業で埋立てるものとは異なる。これを環境影響評価の前提にするのは間違っているのではないか。根拠を説明してほしい。
- イ 「愛知県企業庁が...平成11年度に公有水面埋立免許を取得し、平成11年度から一部の護岸の基礎工事に着手している。この公有水面埋立免許の取得に際して、愛知県(企業庁)は、事業の実施(埋立地の存在、工事中及び利用)が周辺環境に及ぼす影響について軽微であることを確認している。」ことを前提としているが、浚渫土砂等から産業廃棄物による埋立に変更することの重大性について、厳しく認識して方法書全体を見直すこと。
- ウ 「この公有水面埋立て免許の取得に際して、愛知県は、事業の実施周辺の環境に及ぼす影響について軽微であることを確認している」と記載しているが、企業庁の行う埋立

て事業は、浚渫土・建設残土による埋立て事業であり、今回の産業廃棄物・一般廃棄物は管理型の廃棄物に属し、企業庁の評価をそのまま適用することはできない。「方法書」策定の前提ともいえるこの記述は、今後の環境評価の方向を安易に考えるものであり、環境影響評価を真摯に行う態度があるのか説明されたい。

エ 埋立の上位計画である港湾計画が、浚渫土砂で埋め立てることになっているのに、廃棄物で埋め立てる計画で手続きを進めるというやり方はおかしい。本来、上位計画である港湾計画の変更手続きをとり、その中でもっと大きな立場の総合的な港湾計画のアセスメントをし、その変更内容で環境影響評価法の手続きを行うべきである。(同種 全2通)

オ 最終処分場の場所で、「10年程度の受け入れ可能、アクセスが良好、さらに、埋立て計画地として港湾計画に位置づけられている場所であり、愛知県企業庁が環境影響評価を実施した上で、公有水面埋立て免許を取得し、すでに工事に着手している場所である。」としているが、あくまでも港湾計画で決められていることであり、港湾計画の変更もない過程で、最終処分場と断定した根拠は何か。

カ 衣浦港3号地に埋めるはずの浚渫土はどうするのか。埋立計画500haを200haに改定作業中の三河港港湾計画は、過大な港湾計画であったと認めるのか。新しく浚渫土造成地を計画するのか、工業用地の造成はさらに遅れるがいいのか。このことを方法書に明記すべきである。(同種 全2通)

キ 環境アセスメントの手続き終了後に港湾計画を変更するといった手続きを、誰がどんな責任で決めたのか。港湾計画で最終処分場は必要ないということになったら、誰がどう責任をとるのか。このことを方法書に明記すべきである。(同種 全2通)

ク 「港湾計画の変更はされていない」というが、衣浦港などの浚渫土は衣浦PIが利用不可能となった場合、どのように処置されるのか。新たに衣浦港内に浚渫土、建設残土処分場を計画するのか。このことを含めた方法書を策定すべきである。

ケ 富貴港内現状、魚、貝類が消息している状況ではあるが、今後(平成18年6月)現状より、すべての面で悪くなる様な事はないのか。また、それに対応する回答はあるのか。

コ 富貴ヨットハーバーより北側の水門近くでは、貝や魚とりをする人が来ている。公害など、くれぐれも考慮して下さい。何年か先は、埋立てた所が人間にとって、体にもよい施設ができることを期待します。

サ 定期的に海水、海底、魚貝類の調査をして公表していただきたい。また、処分場の周辺堤防を魚貝類の住める様にしてもらいたい。

シ 環境影響評価法では「環境の保全の見地からの意見」しか取り扱わないことになっているが、武豊町長意見も「環境の保全の見地からの意見」からの意見に限定されるのか。また、町長として事業全体に対する賛否、条件などはいつの時点で、どのような形で表明する法手続きがあるのか。港湾法や公有水面埋立法など関係法との関係も含めて、方法書の段階で明記すべきである。(同種 全2通)

ス 富栄養化の進む三河湾の現状認識が欠落している。新たな埋立は瀕死の三河湾の再生

を不可能にさせる。埋立をしても三河湾の水質、底質並びに水産物に影響がないことを広く国民に示されたい。

- セ 財団法人愛知臨海環境整備センターのホームページに方法書、概要版、パンフレットをアップしていることは評価できるが、記者発表資料や武豊町広報への折込みチラシなどでその旨及びアドレスを積極的に広報すべきである。武豊町議会や説明会で一言いうだけでは不十分である。概要版を説明会で配布することも事前に広報すべきである。(同種 全2通)
- ソ 方法書の貸出しをすることを記者発表資料や武豊町広報への折込チラシなどで積極的に広報すべきである。

(参考)

(1) 方法書(概要版)について

方法書段階では義務付けられていない概要版を作成し、部分的に配布していることは評価できるが、内容がわかりにくい。以下の点を改善すべきである。

ア 本論である「4 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法」が、「4 - 1 調査・予測・評価の方法の概要」のあと、「4 - 2 建設工事による...」、「4 - 3 最終処分場の存在等による...」と影響要因で分類しているが、方法書本文の構成は大気、水質などの環境要素毎に、建設工事、最終処分場の存在等となっているため、比較検討しづらい。どちらかに統一すべきである。(同種 全2通)

イ 「5 皆さまのご意見を募集します」が、長々と続く調査・予測・評価の方法のあとに2頁あるだけでわかりにくい。「はじめに 環境影響評価の手続きについてご説明します」の次に記載すべきである。(同種 全2通)

ウ 参考として、現在財団法人愛知臨海環境整備センターが知多市で埋立事業を行っている内容を示し「こうして得た経験や工夫を衣浦3号地で計画している事業に活かし...」としているが、進入道路の指定をどう行い、どう守らせているかを記載すべきである。(同種 全2通)

エ 溶出試験結果を確認とは、どの程度の値まで許容しているのか、国の基準より厳しい受入基準の内容を具体的に記載すべきである。(同種 全2通)

オ 廃棄物の搬入段階で「運搬車両、廃棄物の性状、著しい悪臭の有無、書類等に問題ないか確認のうえ、受け入れます。」とあるが、運搬車両の何を、誰が、どう確認するのか。廃棄物の性状はどんな点を、誰が、どう確認するのか。問題があった場合はどうするのかなどを具体的に記載すべきである。(同種 全2通)

カ 「排水は浸出液処理施設で基準値以下にまで処理し」とあるが、基準値とは何か。廃棄物処理法に基づく値より厳しい知多市との協定と思われるが、それはどんな値なのか。また、放流水質の実績はどうかを記載すべきである。(同種 全2通)

キ 「処分場の内水を循環するなどして、悪臭の発生を防止しています。」について、知多市の南5区の処分場でそうした対策を取るようになったきっかけとなる出来事や何

日も鎮火しなかった火災については新聞でも報道されているが、その原因、対策を含めて記載すべきである。(同種 全2通)

ク 「はじめに 環境影響評価の手続きについてご説明します」で「皆さま」、「住民の皆さま」、「地域の皆さま」とばらばらだが、何か意味はあるのか。「地域の皆さまが環境の面から重要と考えられているもの、心配に思われていることについて、ご意見を伺うものです。」については、意見書の提出者を地域に限定するものであり、環境影響評価法の「環境の保全の見地からの意見を有する者」という誰でもが意見を出せるという主旨に反するため、表現を改めるべきである。(同種 全2通)

ケ 用語集の「要請限度」において、騒音、振動ともに、公安委員会には道路交通法の措置を要請するということがいいが、道路管理者に対しては「道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕の措置をとるべきことを要請するものとされている。」という表現は不足している。振動規制法第16条では「舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請」とある。また、騒音について道路管理者に対する措置が欠落している。騒音規制法第17条では「都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」だけでなく、「当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる。」とされている。そもそも県環境部からして環境白書で「自動車騒音により...道路交通法に基づく措置を執るよう県公安委員会に対して要請することができます(要請限度)。また、道路管理者等に意見を述べることもできます」(17年版環境白書)と市町村長の責務「要請するものとする」を「要請することができます」と「できる規定」に限定する方向の誤った説明をしているぐらいだからしょうがないにしても、正しく説明すべきである。(同種 全2通)

(2) その他

ア 武豊の海をごみ捨て場にすることに反対です。家庭ごみ、産廃ごみを一緒に捨てることは論外。海を埋めることは自然の摂理に反します。とにかく武豊町に県内のごみが集中し、美しい武豊はごみの街になります。

イ ごみを出す会社は、ごみ問題を行政に押し付けています。ごみ処理は、会社が金を出して、自主的に解決するべきです。ごみ問題は、これからの産業の発展・維持に欠かせません。

ウ 2005年に環境をテーマとした博覧会を開催した愛知県です。予定地に埋めなければならないとされているモノの再資源化の知恵と勇気は、当地にもあると信じています。もし、ないのなら世界中から取り寄せてはいかががでしょうか。既に脱焼却、脱埋立を実現した都市は世界中に存在します。

エ 廃棄物埋立護岸が完成することに伴い、堀川、浦島川及び新川の河口付近に浚渫土が堆積し、今以上に河口付近の悪臭が悪化されることが懸念されるため、工事開始前に河口付近の浚渫土の撤去を行うこと。

オ 現在、富貴港内には4つの河川が流入しています。豪雨等による土砂、雑草、日用雑

貨等の堆積により海底がヘドロ化している現状の中で処分場建設により、増々、海水の循環が無くなりヘドロ化が増大していくことは、まちがいないと思うが、その対応策はあるのか。

カ 防潮堤入口の西北に位置する富貴港内に集積される可能性はきわめて大である。その防止策は、あるのか。ゴミの進入を防止する堤防建設の予定はあるのか。

キ 富貴港内に流入したごみ等の処理について説明してください。

ク 中山製鋼から旭碇子にかけての岸壁には、四季を問わず多方面から釣り人が多く来られて楽しまれているので、本施設完成時は、立入禁止等にせず遊漁のための足場を施設に加えて頂きたい。

ケ 東大高根の消失に替えて、外面に投石をし(安定型廃棄物のうち、大型のコンクリート、がれきで可)魚礁となる様、施設を検討願いたい。

コ 整備計画については、浦島伝説を参考に、地域の人が憩える豊かな自然環境を一部でも再現できるよう十分なお配慮を願いたい。

サ 環境影響評価に着手する以前に、計画地選定の住民周知を十分行い、理解を得なくてはならないところ、方法書公表と同時に説明会が行われているのみであり、住民の参加も少ないと聞いている。また、当該地域は今年度も既に何度か光化学スモッグ予報を愛知県が発令する地域であり、これ以上の環境負荷を避けなければならない。このため、代替案、ゼロ案も含めた真の環境影響評価を実施すべきである。

シ 隣県及び国と共に真の廃棄物削減と適正処理を進めることを基本にした上で、やむを得ない限りにおいて、処分場の設置を行うものであることを住民に明らかにした上でなければ、環境アセスの手続きを進めることは認められない。一方的な住民への処分場の押しつけとして計画案を白紙に戻すよう求める。

ス 当初の浚渫土にて埋立てするのはよい。工場の誘致が今は出来なくても、8年、10年後には出来る可能性があるが、産業廃棄物で埋立てをしたら工場は建てられない。

セ 財団法人愛知臨海環境整備センターが委託する処分地等の検査では、検査される側の委託した検査会社によるチェックであり、身内が身内をチェックすることとなると思います。本来、立場の異なる双方が立会い、分析用のサンプルを取るというクロスチェックできる形が、ぜひとも必要だと思います。例えば、公的団体が調査するようなチェック体制の強化を行って欲しいと思います。クロスチェックを行う意思をご回答下さい。

ソ 今度の産業廃棄物処分場の予定地が、あまりにも住宅地に近いため、周辺1.5km以内の住宅は地価が値下がり、住民被害が考えられます。説明会で「地価が下がらない」と答えた根拠をご説明して下さい。「安心だから大丈夫」と言われるなら、堤防をしっかり作る必要もないし、定期検査する必要がないと考えられるので、明確にお答え下さい。なお、地価が下がったときの補償はどうなるのか。

タ 廃棄物最終処分場の終了後、土壌汚染が全くなければ、その後の土壌浄化費用が不要となるのか。

チ 藤前干潟が反対されて、武豊に処分場を持ってくることはない。私たちは絶対に反対する。

ツ 事業の推進が当地域社会にとって「迷惑施設」であることは否めません。計画の推進にあたっては、税の還流の観点からも地元商工業者にとって活性化につながるよう十分なご配慮を願いたい。

テ 皆さんの税金を使って企業庁がなぜアセックのために力を入れるのか。